

大分大学医学部附属病院先進医療専門委員会細則

平成21年3月25日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程(平成16年医学部規程第1-22号)第16条の規定に基づき、大分大学医学部附属病院先進医療専門委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、大分大学医学部附属病院における先進医療について審査、評価及び指導するため、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 先進医療の承認申請を行うに当たっての事前審査に関する事。
- (2) 先進医療の実施についての指導及び監督に関する事。
- (3) 先進医療に係る診療報酬明細書の検討及び評価に関する事。
- (4) 先進医療の実績についての評価に関する事。
- (5) その他先進医療に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副病院長(総務・経営・企画担当)
- (2) 各診療科長
- (3) 各中央診療施設の長
- (4) 各特殊診療施設の長
- (5) 薬剤部長
- (6) 医学・病院事務部長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、副病院長(総務・経営・企画担当)をもって充てる。
2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない
2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ意見を聴くことができる。

(小委員会)

第7条 委員会は、必要に応じ、小委員会を置くことができる。
2 小委員会の委員長は、第3条に規定する委員のうちから副病院長(総務・経営・企画担当)が指名する。

(事務)

第8条 委員会の事務は、医学・病院事務部医事課において処理する。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、先進医療に関し必要な事項は、別に定める。

附 則(平成21年医学部附属病院細則第4-35号)

1 この細則は、平成21年3月25日から施行する。

2 大分大学医学部附属病院先進医療専門委員会規程（平成16年医学部規程第4-15号）及び大分大学医学部附属病院先進医療取扱要領（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

附 則（平成25年医学部附属病院細則第4-6号）
この細則は、平成25年4月1日から施行する。